

右証文池田家より被下置候處寛永九年焼失、其後御証文無之候得共、御代々御城主神吉村高の内にて年々被下置候。〔村翁夜話集〕

一 社領高五石 池田三左衛門様御寄附

則慶長十八癸丑年十月射場友軒様御証文有之候處、寛永九申年出火の際焼失仕候、然れ共御代々様御書替御証文被下置候。右社領神吉村大庄屋二郎兵衛田地の内に御座候に付同大庄屋より社納仕候右境内に新田畑七畝先年御断申上新開仕則社僧作仕候。〔神吉組社寺明細帖〕

一 慶長十八癸丑年十月姫路城主池田三左衛門輝政候莊内神吉村本田の内高五石（納米二石五斗二升五合）社領として御寄附、其節奉行射場友軒殿の折紙有之し、寛永九壬申年失火の際焼失仕無之候然れ共池田家御時代は勿論禰原式部大輔様御代にも尙引續き御寄進相成、其後領主酒井雅樂頭殿御時代まで相變らず先規の通り年々御下與相成候處明治維新以後遞減祿を以て遂に廢止せられ候。〔社寺明細帖〕

○ 祭 禮

降祭日まで月光明かなるの夜常に練習を重ねる也。例祭には村長氏子總代各村惣代當番村の役員全部禮服用にて神幸式に奉仕す、左にその行列順を掲ぐべし。

先御先太鼓、次奉櫻花、次御鉦、次立傘、次壺笠、次御弓、次御太刀、次鐵砲、次神饌櫃、次白幣、次猿田彦、次頭人、次警固、次金幣、次猿田彦、次四手、次神輿、次神職、次村長氏子惣代各村惣代警固、以下一般參拜者。

一 妙見大明神 神吉莊宮前村の北の山に在り。

板倉伊賀守御証文社領五斛、山林御免許、祭神 妙見大菩薩 別當 神宮寺（眞言宗）祭禮 九月二十三日

頭人あり氏子村隔年勤之、神輿一基神式最賑し。舞殿 拜殿 舞臺 橋掛 樂屋 門守殿 石鳥居 御旅所 大國村に在り、十町許未の方。

大國村の社にも舞臺ありて本社に散樂ある夜みやに此社にて二番勤之

社記曰、播州印南郡、神吉莊氏宮、妙見山寶林寺、

今より六百年の昔即應永三年九月二十三日大國村字村中に當社を創建し神吉莊の氏神として尊崇す後七十年を経て應仁二年八月現今の地に社殿を移し大國の地に御旅所を造營す、例祭には此御旅所に神輿渡御の式あり、舊幕時代には姫路藩主家臣二名を參列せしめて當社崇敬の誠を致せり、例祭日は神社創立以來九月二十三日なりしを明治三十六年以後十月十五日に改む、祭典は各村輪番にて勤む、明治二十年頃までは當番村は先づ舊曆八月朔日に村内の者一處に集合し神事に關する協議會を開き神幸式の頭人並に役割高端を定む、頭人には大頭小頭の別あり、舊九月十三日王壇築て氏神を奉齋すべき神居を頭人の門前に藜草を盛り大櫛を植えて作り奉告祭を行ふ、頭人は氏子を代表すべきものなれば王壇築きの當日より齋戒沐浴凶事に觸れず、其後四五十年を経て改革あり、大頭を廢し小頭のみとなす、神幸式は當村の若者十七八名淺黄の襦袢に白晒木綿の手襪を春にて菱形に結び常にちようさあ、ようさあ、の懸聲を四手に合せて神輿を左右に遷り奉る、其こと當番村は八月以

妙見大明神者、人皇百有二代、稱光院御宇、應永年中、九月二十三日、於圭光山、而明星來影給、（于時有託、見干本紀）則此處號天下原、爲表國土泰平擁護義、於大國村、建鎮壇、然自此所對北方、有高山、五色雲放光、從空中發大音、於此山鎮座趣示給、依之奉建立社壇、名上宮、大國村社號下宮、寺院覽配雖數多、歎哉、爲三木乱兵火悉焦土成、悉尊神而已在御給、社下家彌增信仰、奉再建御殿等、悉敬園繞現前也、社領高頭五石、永代寄進、從姫府領守池田家時、慶長年中也、猶委由縁有本紀云爾。〔播磨鑑〕

一 妙見大明神 神吉莊宮前村にあり、例祭九月十三日。〔巡覽圖會〕

平之莊

○ 郷社 平之莊神社 山角村

祭神 品陀別神 大國主神 天照皇大神 素盞鳴尊 保食神 小守神 菅原道真